

平成 24 年(ネ)第 133 号 損害賠償等請求控訴事件

控訴人 森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会

被控訴人 能瀬 英太郎

平成 24 年 7 月 6 日

被控訴人 能瀬 英太郎

広島高等裁判所岡山支部第 2 部御中

準 備 書 面(一)

控訴理由書の 1 から 3 までは原判決の表示であり、4 以下が控訴人の主張であるので、その番号に従い反論を展開する。

4 の(1)の①は被控訴人が週刊金曜日に投稿したこと部分については間違いない。だが控訴人が強調している「太字」などの見出しは、編集者の裁量で行われているので、被控訴人とは全く関係がない。

② 被控訴人は週刊金曜日(甲第 20 号証)の投稿原稿作成に際し、平成 14 年 2 月 14 日ひかり協会東中国地区センター長平松邦夫氏から取材した。被控訴人は投稿が掲載された雑誌を、平松氏に送り「反論があれば週刊金曜日に投稿してください」との手紙をそえている。それに対する反論が控訴人理事長の前野直道氏によって週刊金曜日(甲第 21 号証)に投稿された。これは言論の応酬であり、被控訴人の主張が誤っていれば、徹底的に反論する機会があったのである。

控訴人はこれまで内部での異論と外部からの批判を認めなかった。控訴人は独特の閉鎖的思考方法に毒され、外部からの僅かな批判に対しても、神経をとがらせた。その例として控訴人は中島貴子氏の論文(甲第 30 号証)に対して、抗議(甲第 31 号証～32 号証)とも厭がらせともつかない文書を送った。控訴人の抗議の特徴は具体的な要求をしないでばかり、本問題について公開の場で論争しようと提案(甲第 33 号証)をされると、とたんに沈黙してしまうことである。

本件訴訟についても、控訴人発行の機関紙「ひかり」には裁判の経緯や内容は掲載せず、わずか 2~3 行ですませている。会員には都合の悪いことは知らさないのが政策のようで、内外の救済批判を会員が知ることを恐れている。

③ 前野氏の主張に対して被控訴人は週刊金曜日(甲第 22 号証)で反論した。それに対して前野氏は、同誌で再反論の機会はあるのに結局はやらなかった。民主的社会においては、言論には言論をもって対抗することが保障されている。榎原氏が開設したホームページの掲示板で、被控訴人は前野氏に反論を求める書込みをし、反論しないのは被控訴人の主張を認めるものだと書いた。掲示板はどのような意見でも書き込むことは可能であったのに、前野氏は反論しなかったのだから後になってあれこれ言う資格はない。

控訴人は反論を受けつけない団体として 30 年間も異論を排除し続けてきたので、批判的言辞にたいする経験がないようである。被控訴人の批判は穏やかであるが、これまで控訴人は批判された経験がないので、例えばドアをたたく音を「雷が落ちた」と、大きさに主張しているのである。被控訴人が実際に批判文の中で使った言葉を引用するときは、正確に再現してほしい。「大企業から大金をもらった裏切り者」、「被害者を犠牲にし、公害加害企業の味方となって公害企業の防波堤に墮している」などとは書いていない。被控訴人の言葉を水増しして、書いてもいないことまで書くことを、「尾鰭をつけた」表現という。

④ 控訴人は、文章の理解力がよほど常人とは異なっていると思える。「存在しない方がよい団体と考えている」などとは被控訴人はどこにも書いていない。控訴人は被控訴人の心中を憶測して、それを自身の主張にあわせて虚構を組み立てて、その結論をもって「破壊しようとねらっている」と結論づけ、それが「真実である」と主張する。それがまかり通れば、証拠の提示も必要なくなり、刑事事件であれば殆どの容疑者は犯人にされてしまうことになる。

(2)① 控訴人がとりあげている(乙第 2 号証)のは榎原氏の原文を被控訴人が句読点をいれて整え、ファクスで送信したものである。これはひかり協会に対する公開質問状で

ある。榎原氏が岡山県下会員に出した文章「後退化、有名無実化」「空洞化しているので親と被害者は立ちあがろうと訴えている」と誰が訴えたのか分からないように、主語を抜いて書いているのは、被控訴人が書いたと思わせようとする意図的な工作である。

②「恒久対策案を実施しない」という文言はどこを探しても出てこない。ひかり協会発行の、『ひかり協会10年の歩み』の「発刊のことば」(甲60号証の1)でも当時のひかり協会理事長西尾雅七氏は『「恒久対策案」の精神を活かし、そこに盛られている各種の事業を実施』と書き、三者会談の成立に尽力された当時の厚生政務次官の山口敏夫氏も『「恒久対策案」の実現のために努力することを「確約」した「確認書」の精神』と述べている。さらに前ひかり協会理事長大槻高氏も『ひかり協会30年の歩み』の「30年史の発刊を祝して」(甲第60号証の2)で『「恒久対策案」の実現に務める合意で成立していることを重視してきました』と述べている。さらに現理事長福渡靖氏も「発刊のことば」(甲第60号証の2)では『親族自らが「恒久対策案」を作成しました。その「恒久対策案」の実現のために、守る会は訴訟や不売買運動などに取組み、世論の支持をえて』と書いている。代々のひかり協会理事長や関係者がそろって「恒久対策案」を実施することを否定していないのである。

さらに控訴人の発行した『守る会の歴史から「三者会談方式」を学ぶ』(甲第78号証の1)では「恒久対策案」の全文を掲載している。ひかり協会発行による『ひかり協会10年の歩み』「第6部年表・名簿・資料」(甲第78号証の2)、『ひかり協会30年の歩み』第7部資料(甲第78号の3)、さらにひかり協会のホームページ中『「守る会」の紹介』(甲第78号証の4)にも「恒久対策案」の全文を掲載している。

これらのことから考えられることは、「恒久対策案」は実施せられるべき目標であり、成立の経緯などから被害者救済の「憲法」と読む者をして思わしめるのではなかろうか。もしこれを実施しないのであれば、そのような断り書きをいれるべきである。「具体的な面では、できるだけ実行しやすいように協力していく」というのは、実行する項目の先後の順序であり、不実行を約束したものではない。控訴人は被害者団体でありながら、なぜ加害企業に有利なように解釈したがるのであろうか。

③ 前述したひかり協会理事長福渡靖氏の「発刊のことば」にあるように、「恒久対策案の実現のために訴訟や不買運動などに取組み」をしたのであり、支援者にもそのように訴えたのである。被控訴人らは「恒久対策案」を実現させるために支援をしたのである。控訴人がひかり協会設立後になって、「恒久対策案の完全実施と書損害賠償請求するとかの要求は、方向転換されてなくなっている」(4 頁)と述べているが、それは支援者との約束を破ることに等しいのである。

控訴人は「恒久対策案実現めざして全員立ち上がられなど求めた」(乙第 2 号証)のが被控訴人であるごとくに記述しているが事実ではない。文末に榎原伊織と正確に書かれている。批判のすべてを被控訴人の仕業にしようとし、被害者の親である榎原氏等の自主的行動までを虚偽の事実で覆い隠そうとしている。

(3)① 被控訴人がただ一人で呼び掛けたことが、「運動として展開すべくとりくんだ」ことにはならない。こういう方法もあると紹介しているだけであり、実際に「生活手当」の決定の仕方が虚偽であり、人権侵害であることは間違いない。

② 被控訴人は甲第 29 号証の 44 頁 8 行目以下で「30 歳の勤労者の賃金の 60%」の出典が決定以来公表されず、この基準が 40 歳になっても 50 歳になっても「30 歳の勤労者の賃金の 60%」で支給されているのは不合理であることを述べている。「2 年かけて論議」しようが、10 年かけて論議しようが、不合理であることは討議年月とは関係ないことである。民主的であることの担保となり得るのは、討議の期間ではなく根本となる基準を 60%とした理由と出典の公開である。「恒久対策案」にある「国家公務員一般行政職の給与を基準として年金を支給する」という規定が、なぜ「30 歳の勤労者の賃金の 60%」になったのかということは、控訴人機関紙「ひかり」でも「ひかり協会会報」でも説明をしていない。

③ 榎原氏が問題を部外に持ち出したのは、控訴人の内部に言論の自由がないからである。その例が榎原氏の全国総会からの締め出しである。正式の手続きを踏んで平成 15 年の全国総会で発言を求めても、「発言要旨」は事前検閲で認められなかったのである。同氏の説明によると、しかたなく同年の総会開催にあわせて会場前に横断幕をはっ

て抗議をしたということであった。「障害者だから健常者に比べて『低くてもいい』という、思想に貫かれている」と被控訴人が書いていることは「ひかり」第 451 号(甲 62 号証)を読めば明らかである。ここには「たとえ低賃金であっても自活することの誇りと喜びは大きいものがあり、協会はそのことを励ましこそすれ挫くようなことをしてはならない。協会が障害がある被害者に給付する手当の額は、そういう自活している被害者の労働意欲をそぐような多額なものになってはならない。だから被害者一人の生活をまかなうことができる額を設定すべきであると結論付けた」と書いている。率直に理解すると「生活手当を受ける被害者は結婚するな、一人で生きて行く最低限の額でいい、多くを支給すると働く意欲をなくする」と言っているのだ。

さらに控訴人準備書面(6)の 15 頁 1 行目では「他の被害者が苦勞して働いて得られる賃金より、働かない被害者への支給が高いと被害者全員の間で共感が得られない」とまで書いている。ひかり協会から被害者に支払われる「生活手当 1 級」(1.2 級受給者は重症で働けない)の月額 57,225 円が「高い」といえるだろうか。これは差別思想そのものであり、控訴人は労働大臣へ「要請書」(甲第 116 号)を提出する前に、「生活手当」の増額をする方が先決問題である。

弁護士会の人権擁護委員会に持ち出すことが、そんなに悪いことであろうか。もとはと言えば「30 歳の勤労者の賃金の 60%」について、十分な説明をしなかった控訴人の側に責任はあるのだ。「守る会内のほぼ全員が賛同」というが、何を根拠にしているのか明確でなく「検討文書」(甲第 115 号証)さえも全員に配布されていない。被控訴人が広島弁護士会の人権擁護委員今枝仁弁護士に聞いたところ、「ひかり協会の協力がなかなか得られない」という答があった。

「生活手当、調整手当」について「民主的に決定」とか、「守る会内のほぼ全員が賛同して決定している」と書いているが、実際はその反対である。「ひかり協会会報」第 31 号(甲第 129 号証)によれば「『案』の提起から決定までの期間が極めて短期間であり、被害者・親族の意見を汲みとるには多くの不十分さをもっています。」とある。さらに「討議期間の不足に加え実施に伴う諸問題の解決が残され、これらを見做して移行しえない事

情もあります。」ともある。その上「その基本的事項で尚一致をみていない状況から、後々に悔いを残さぬようと慎重な態度を示している守る会・太陽の会の意向を積極的にうけとめねばならないと考えています。」と記している。

④ ひかり協会の生活手当は「30歳の勤労者の賃金の60%」を基準にしていると各書で発表しながら、基準の出典は27年間も隠してきた。基準の出典を初めて明らかにしたのは控訴人準備書面(14)の12頁においてである。それによると「公害健康被害補償制度を参考にしてその6割を根拠とした」と述べている。これは「30歳代を迎えての被害者救済事業の基本的確認事項(以下単に「30歳代のあり方」と略称)(甲第3号証)の発表以来初めてのことである。「公害健康被害補償法」(甲第91号証)は勤労者の賃金の80%を基準にしているので、控訴人の準備書面(6)の9頁8行目、15頁6行目等での「30歳の勤労者の賃金の60%」という記述は虚偽であり、「80%の60%は48%」になることが『月刊むすぶNo.493号』(甲第94号証)で判明した。「30歳代のあり方」制定から実に27年間も重症被害者を欺いてきたことになる。(今後ひかり協会の制定した「30歳代の勤労者の賃金の60%」とは、正確を期して「30歳代の勤労者の賃金のニセ60%」と称すことにする)

⑤ 控訴人は、被控訴人が公的機関に申し立てたことを「悪どい手段を弄して」というが、「48%」を「60%」と27年間もダマシ続けてきたことは、「悪どい」以上に犯罪的である。「60%」と「48%」の差額「12%」の過少支給で「生活手当受給者」が被った損害は27年間で1人500万円余に上がる。(甲第94号証)

控訴人が「守る会組織防衛」などと称して甲第1号証をあえて発行し、それを正当化するのには、被控訴人がこれまでのひかり協会批判者、控訴人批判者とは違う観点から批判をしたことによる。これまでの批判者は、実証的な調査を怠り、不満の発露の域に留まっていた。控訴人はこれらの批判に対して、真摯な対応をせず黙殺ですませていた。被控訴人は事実を正確に調査して発表したのだから、誹謗中傷でもないことをあえて「誹謗中傷」だと声高にわめいているのである。控訴人は「生活手当」支給額の基準「30歳の勤労者の賃金のニセ60%」を被害者が30歳の時に発表し、年齢相応の「勤労者の賃金の60%」を支給するようにみせかけて、57歳に至るまで「30歳の勤労者の賃金のニセ

60%」を障害年金のスライド制に合わせた率で上下させていたのである。そのことも被控訴人が発表して初めて被害者が気付いたのであり、控訴人にとっては会員に隠して置きたい事実であったことを公開され、被控訴人にたいする憎しみを募らせた。

ひかり協会と控訴人は「生活手当」の算出基準の上記の二点について、会員に対して全く説明していない。「生活手当」受給者には知的障害のある人などいて、説明しても理解できないかもしれない。控訴人は被害者の親たちの老齢化(甲第95号証)と理解力の衰え、さらに障害者を抱えた窮情を利用した。年齢相応な説明が必要でありながら、意識的にそれらの手続きを省き、勘違いを誘導したといえる。

(4)(カ)に関して

被控訴人はこの件については、全く関与していない。榎原氏が警察の許可を得てフェンスに横断幕を張ったことは、不当に総会参加を拒否されたことへの抗議であり、妨害ではなく単なる意志の表現である。控訴人が好んで使用する「戦争」でも「宣戦布告」でもない。ましてや「どしどし暴いていきますよ」と被控訴人がこの場で演説でもしたというのだろうか。被控訴人自身が考えたこともない「ひかり協会や被告を破壊しようと意気込んでいると見られるのである」と控訴人は自己の妄想を極大まで膨らませている。

(5)(キ)に関して

① 榎原、横田、山田の3氏が弁護士会の人権擁護委員会に救済を申立てるというので、被控訴人は頼まれて申立て書を書いた。もし「ひかり協会が人権侵害だと判定されると」「ひかり協会を破壊しようとしたことにつながるとはとてもおもえない。これでは、人権擁護委員会へ申立てをした者の行為がすべて「悪い行為」であり、「人権侵害をしている」ことを擁護する逆立ちした理論になってしまう。

横田氏の長女が被害者でひかり協会の職員から暴言(甲第44号証)を浴びせられたことで、心に大きな傷を残している。暴言についてひかり協会職員は、父親の抗議で「詫び状」を出している。長女は肢体不自由で壁伝いに家内を移動するしかなく、一人で外出もできない。暴言を浴びたことで外出嫌いになってしまったが、それについて控訴人は本来被害者を守る立場にありながら、ひかり協会に抗議することもせず放置したままであ

る。

山田氏は長女が重症被害者で後遺症として知的障害がある。26 歳になるまで学校とは縁がなかった。昭和 53 年に学校教育法が改正され、翌年広島市にも養護学校が開校した。長女は同年に 26 歳で養護学校 6 年生に入学したが、それまで団体行動の経験がなく学校へ行っても戸惑いの連続だった。養護学校の先生の勧めもあり、山田氏はひかり協会の制度を利用して昭和 60 年 5 月に「学校の休日に指導員の派遣要請」を申請した。ところがひかり協会から拒否されたので、理由の開示を求めたが返事がなく、翌年も同じ申請をした。山田氏は四年間も毎年申請を続けた結果ようやく、指導員の派遣が決定した。指導員派遣をめぐる、実現させるためにはどうすればいいか、山田氏は人脈をたどって議員に働きかけ、あるいはマスコミに資料を持ち込んだりした。それらの行動記録が「山田氏の主な経緯」(甲第 45 号証)としてひかり協会から報復的に外部へ流布されている。その項目は 90 項目にもおよぶもので、中には山田氏の後を尾行でもしない限り分からない情報までも含まれている。これらのことについて、人権擁護委員会は判断を避けている。

榎原氏は正式の手続きを踏んで全国総会での発言を求めたのに、発言はおろか、入場さえ禁止され、傍聴も許されなかった。

② 人権擁護委員会は榎原氏の申立てには「部分社会の法理」に従い判断はできないとした。人権擁護委員会は横田氏と山田氏の申立ての肝心な部分には、判断を避けているとしか思えない。山田氏の申立てに対して、なかなか決定がだされなかった。聴力が衰えていたことを理由に、被控訴人に担当委員に問い合わせよう山田氏から依頼を受けた。そこで平成 16 年 2 月 23 日に広島弁護士会人権擁護委員会委員の今枝仁弁護士に電話で問い合わせた。今枝弁護士からは「ひかり協会が会ってくれない。3 月中旬にやっと会えることになった」という返事がもられた。

「ひかり協会が障害者を差別して金額を低くしていると、言うてはならならぬ中傷をしている。」(7 頁)と書いているが、甲第 62 号証を読めば障害者差別は明らかである。「生活手当」を受給している被害者は、働きたくても働けないくらい大きい障害を森永ヒ素ミ

ルク中毒事件から受けている。

「人権擁護委員会の人権侵害の判定が下れば、ひかり協会の事業は、大打撃をうけることは明らかである」というが、その判定が下るような救済であれば当然のことで、それを申し立てた側の責任に転嫁するのは逆恨みであり、人権擁護委員会の存在意義まで否定する思想であるといえる。

(6)(ケ)に関して

① 被控訴人が甲 1 号証にあるY議員に「質問主意書」を出させようとしたことはない。これは岡山市会議員の羽場頼三郎議員が被控訴人に知らせず、勝手に柚木議員に頼んだのである。甲 34、35、37 号証を虚心坦懐に読めば、そのことは理解できるはずである。曲解をしようという魂胆で読んで、書いてないことまでも臆測で付け足す、これは控訴人の常套手段である。

柚木議員は岡山市議会議員選挙を前にして、羽場議員からの依頼を思い出し 1 票欲しさにウソをつき、繋ぎ止めようとも思ったのか、被控訴人に電話をして来たのである。最初の電話で「質問主意書を出すことにしている」というなら内容を知らせるのが、依頼した羽場議員の支持者に対する誠意であると思う。質問主意書を「出すようにしている」といい、その後被控訴人への返事が二転三転していることを考えれば、羽場議員の選挙対策のためのウソであったことは明白である。

控訴人は「衆議院の場で、ひかり協会を糾弾しようとしたのである」と書くが、ひかり協会が自信をもって救済事業を行っていれば、国会に出ようが、どこにでようが怯えることはないであろう。少しでもウシロメタイことをやっているから、疑心暗鬼になってしまうのではなかろうか。

③ 中島貴子氏に拙著を提供したかどうかは問題ではない。研究者であれば、少しでも多くの資料を入手し、その分析から結論を学問的に導いていくのであるから、そこには一切の先入観はなく、拙著を読んでそれに誘導されるという狭い視野とは関係ない。中島貴子氏の論文の末尾には参考資料として多くの文献が列挙してあることをみても、その探究心の旺盛さがうかがい知れる。中島氏の論文については、インターネット上でも

高く評価されていて、党派的評価とは無縁のものである。

④ 中島貴子氏が引用したのは、被控訴人の著書(甲第 29 号証)52 頁の表を見た上、自身の聞き取り調査などを付け加えたものであろう。これが事実と反するとはどうしていうことができよう。多額の資金を要する事業はほとんど実行されていないのが実情である。それを列挙したのが 52 頁の第 4 表で、●がついているのは実行していない事業である。医療センター、収容施設、職業訓練施設、収入差額の保障、結婚不成立の慰藉、生活上の損害、研究施設、死者に対する補償、生存者の過去の損害、家庭の健康の保障、家族に対する補償、などは多額の資金を要することである。これらは実行されていないし、不実行の説明もない。

控訴人は「証拠もないのに」と書いているが、加害企業と癒着したとしか思えない事例の一つが、慰霊碑建立問題である。(甲第 96 号証)。そのほかにも、徳島県在住の死亡被害者の親で控訴人の会員であった萩原義明氏が、昭和 52 年 3 月に森永乳業と国を相手どり損害賠償を求めて裁判を起したことに関する問題もある。この訴訟で控訴人は会員である萩原氏を支援することを断り、それだけではなく森永側の要請により、守る会文書の提供まで決議した。これは昭和 56 年 10 月 15 日の事務局会議で決定したことで、それまで「守る会文書」(甲第 97 号証)を保存管理してきた岡崎哲夫氏は「秘密文書まで森永にわたすことになれば、これからの運動に支障がでる」と反対したが、それは通らなかった。岡崎氏が長年務めた事務局長を辞任したのは、昭和 55 年 8 月でそれ以後は黒川克己氏がその後任に指名され、事務局次長 3 人と合わせて 4 人で事務局会議を構成し重要事項を決することになっていた。この会議で森永側弁護士の要請を聞きいれて、「守る会文書」を渡すことをきめた。

黒川氏は控訴人の事務局長と同時にひかり協会常務理事も務めていた。控訴人は昭和 50 年 12 月 14 日の拡大常任理事会で「死亡被害者の遺族の救済について」を決定し、会員で死亡した被害者に森永乳業から補償金を支払うことを決めた。これは黒川常務理事と森永乳業との個人契約で、ひかり協会の事業とは別の「予算外の事業」(甲第 98 号証)として行われた。最終的には死亡被害者と黒川氏の交渉で金額を決めるのであるが、

その前の段階で「吊問」と称し控訴人の都府県本部委員長クラスの人と同行した、森永現地渉外事務所職員が事前交渉をし、相手の要求を聞いていた。森永社員だけの訪問では死亡被害者家族のこれまでの「恨みつらみを」を述べられるので、控訴人の県本部委員長を同行させることで、それを抑えるねらいがあった。控訴人の死亡被害者の親会員に支払われた金額については秘密で、個々の支払金額が他人に漏れることはなかった。すべては黒川氏の裁量にまかし、秘密裏に処理したので当事者以外は知るすべはなく、ブラックボックスの中のことだ。

黒川氏が事務局長になってから以前に比べ、森永乳業との間が親密になったことは否めない。「守る会・ひかり協会日程表」(甲第 99 号証)を見ると、毎月 1 回第 1 木曜日に開催される「森永協議」が入りこんだ。これまで公式の協議で森永と顔を合わすのは、年 1 回の「三者会談」と年 4 回の「三者会談救済対策推進委員会」、ひかり協会の予算編成前の 3 月の協議という 6 回くらいであったが、急に頻繁に加害企業と協議することになった。「森永協議」が毎月開催されることになっても、控訴人の間から協議内容に対する質問も疑問も出されていない。実力者と森永との間でどのような話合いがあるのか、質されて当然であるが、実力者に遠慮してからか明らかにされていない。

岡崎氏は、控訴人の事務局長を昭和 31 年結成以来務めていたが、昭和 55 年 8 月から黒川氏に替わったことは前述したが、ひかり協会岡山事務所長は昭和 53 年の 2 月から続けていた。ところが、昭和 56 年 11 月 18 日に第 4 回常任理事会の決定で岡山事務所長の推薦を取り消すことのお知らせ(甲第 100 号証)が届いた。ひかり協会の各地の事務所長は控訴人の常任理事会で決定し推薦することになっていた。ひかり協会は控訴人からの推薦があれば、自動的に所長として承認していたが、取り消す決定があれば、これまた自動的に所長の座も失うことになる。取り消すことになったのは、「岡崎常任理事の問題についての提案」(甲第 101 号)が常任理事会で大槻氏によって読み上げられたことによる。そして、この時の録音が黒川氏の依頼によって森永乳業渉外部岡山駐在所の職員の手でテープ起こしされ各所に配布されたのであり、「黒川陰謀日誌」に記されている。(甲第 97 号証)。黒川氏の事務局長在任は 2 年間であったが、テープ起こしと同

じ筆跡の文書が控訴人会議議事録、守る会通達などに合計 28 回も登場し、黒川氏の辞任でその筆跡の文書と毎月の「森永協議」は日程表から消えた。森永駐在員が控訴人内部の会議議事録を作ることで、内部事情と役員個々の考え方が、森永側に筒抜けであったことは間違いない。

この処遇に抗議した岡崎氏の文書(甲第 102 号証)と、誤りを認めた大槻氏と確認もせず推薦取消文書を発行した岩月理事長の念書(甲第 103 号証)が発表された。ついで決議の撤回と無効宣言(甲第 104 号証)が発表された。このことから分かることは、何者かの指示により岡崎氏を排除しようと意図する黒幕の存在である。

「財団法人ひかり設立発起人会議事録」(甲第 105 号証)の「第 5 号議案 役員の選任に関する件」によると「本財団の運営にあたっては、被害者及び森永ミルク中毒のこどもを守る会を主体とする被害者の親族等の意見を尊重し、それを反映するように努めること、および、今後の理事の選出にあたっては守る会の推せんする者 5 名、及び学識経験者 10 名乃至 5 名の構成を維持することを申し合わせた。」とある。ところが、第 14 期(1999 年～2001 年)(甲第 106 号証)には森永乳業株式会社特別顧問の菊地孝生氏が理事に選出されている。さらに第 16 期(2003 年～2005 年)からは森永乳業株式会社常務取締役・渉外部長の町田靖雄氏も選出され、加害企業森永から救済事業を決定するひかり協会理事に 2 名が参加することになった。

協会理事の選出には控訴人の意向が大きく作用することは、間違いない。厚生労働省は事件発生以来、加害企業を庇い続けたことは周知の事実だが、現在は批判を恐れてそれを続ける勇気があるとも思えない。とすれば、控訴人推薦によるものである可能性がたつよく、これも森永乳業と控訴人の癒着を疑わせる。

さらに近年になって控訴人とひかり協会の機関紙に、森永製品の安全性を宣伝する目的で、「ひかり」第 477 号「守る会四役、森永乳業の製品安全保証体制を視察(報告)副理事長前野直道」(甲第 130 号証の 1)、「ひかり協会会報ふれあい」第 127 号「守る会四役、森永乳業の安全体制を視察・見学」(甲第 130 号証の 2)を掲載している。被害者が森永製品の安全性のPRをすることは、精神的癒着を認める行為だ。

(7)以上のことから、控訴人が被控訴人の言論の萎縮を狙って甲第 1 号証を発行したことは間違いない。被控訴人は榎原氏のホームページ掲示版に書き込んだ文書には全て実名を記している。これは言論の内容に責任をもつことを示している。また内容は救済事業を取りあげて、具体的に記述している。批判の対象は大半がひかり協会という公的団体である。人身攻撃にあたることは皆無であり、掲示板という開かれた言論の場で行っているため、反論をする意図があれば控訴人はいつでも反論ができる状態であった。

被控訴人が批判しているのは公益法人という法に守られた団体であり、その事業は広く国民の関心事であり、問われたことには公開の場で回答する義務がある。それなのにひかり協会は全く答えず、組織の違う控訴人が被控訴人の名誉を棄損するような誹謗中傷をすることは許容されない。控訴人はひかり協会の救済事業内容が「被害者を守」っているかどうか判定することに責任がある。被控訴人が救済事業を批判することを別団体である控訴人が妨害する理由はなにもない。

5.(1)① 控訴人は「ごく一部の特徴的な人だけ」がひどい救済をうけていることを認めているようである。被控訴人が紹介した一部の人が救済事業に批判的であるために差別されている、という意味に理解すればいいのであろう。もし被控訴人が取上げた人達が「特徴的」にこのような救済を受けているのであり、取上げなかった人にはもっといい救済が行われているなら、それは差別的救済である。全員平等に救済事業を実施するというのが建前であり、その意味からいうと全員に共通する問題として、被控訴人は取上げたつもりである。

② 13,000 人余の親族にアンケートを郵送したのは遅きに失したと思っている。6,000 名から来た回答は連絡を希望するというものであり、全部の人が救済をうけているわけではない。控訴人の会員はこれらの内の 3 分の 1 であり、事実は正確に記述すべきである。被控訴人が主張するのは救済が不十分で、被害者はもっと大切に扱われるべきだと言っているのである。そのため、もっと救済事業を充実させるべきだという被控訴人の主張が「被害者の願いや幸せを実現」しないのなら、その反対の「救済事業」を縮小せよと主張すれば、被控訴人が「被害者の願いや幸せを実現」をねがっていると控訴人は認める

のだろうか。

(2)被控訴人は救済に不満を持ち、自分でその意志を表明できる人達から話を聞いただけのことであり、多くの人には不満の意志表示をすると控訴人からの圧力が恐ろしくて沈黙している。

① 被控訴人が取材の協力をうけたのは、ひかり協会東中国地区センター長の平松邦夫氏であり、彼は長い救済事業の経験者で、兄弟は当時の機関紙編集責任者の平松正夫氏である。取材に対して「本部に取材してくれ」とは言わなかったし、事前に電話で日程調整したときも、そのような条件はつけなかった。現在の救済事業などに対して隠すことなく明快に話してくれた。こちらひかり協会の救済事業への印象や、特に広島山田氏のことなどについて忌憚のない意見の交換をした。

② 平松氏に対する取材では、週刊金曜日に発表することを告げている。その上での取材で、世間話をするを目的に行ったわけではないことは、質問する内容を聞けば被控訴人の意図は分かるはずである。

③ 山田氏の話を紹介し、岡崎氏の話を持ち出しても当日は友好的に平松氏から取材できた。岡崎氏は控訴人の組織を設立し、社会から忘れ去られた 14 年間の苦しい時期に会員を励まし続け、森永と交渉して治療費を負担させて検診を実施したり、母親大会で社会に訴えたりして凌いできた。「14 年目の訪問」で再び運動が陽の目を見るようになり、訴えが社会に認められるようになったのは、岡崎氏の働きがなければ実現不可能のことであった。そのような開拓者を平気で除名するのは、正常な人間感覚から程遠いものである。

岡崎氏が除名されたのは、異論を排除する悪しき伝統がこのころから芽生えて来たことの証である。その後「異論排除」という魔女狩りは、榎原氏除名まで続いている。岡崎氏のひかり協会の救済事業に対する危惧は、「恒久対策案」からの乖離が年々激しくなっていくことであった。そのことは「救済の基本となる諸原則の確認等について」(甲第 107 号証)に良くあらわれている。岡崎氏は事務局長在任中に控訴人の内部文書、対外的文書などほとんどの文書を作成している。それらの文書を控訴人は除名したのちの現

在も平気で使用している。

控訴人が榎原氏と被控訴人と、あるいは森永告発と被控訴人と「同じ思想の持ち主だ」と主張する根拠は、同じテーマを取り上げ、使う用語まで同じであることを理由にしている。この論法からいけば、岡崎氏が控訴人の事務局長であった期間(昭和31年6月から昭和54年8月までの23年間)に作ったほとんどの文書を現在でも利用していることは、除名をした理由が成立しないのではないか。なぜなら、異論排除として除名しておきながら、岡崎文書をまだ使い続けるそのハレンチさの説明をまだしてないからである。

④「森永告発」は控訴人の運動を最初から、全員手弁当で支援してきた。「攻撃すること自体が目的」ということが、どのような根拠をもとにしているのか具体的にしないで、言葉だけでいうことは不遜きわまりない。「森永告発」は森永製品の不買運動に全力で取り組み、拡大に力を傾注していたので、「不買シール」(甲第108号証)約10種類、赤ちゃんの生まれた家庭に郵送するチラシ(甲第109号証)などを作成して訴えてきた。このような森永製品不買運動を展開したのは、控訴人は勿論、他のどの支援団体もしなかったことである。また「東京森永告発」は控訴人の東京本部設立に尽力して、被害者の掘り起こしなど「守る会東京本部は森永告発がなければ結成されていないだろう」と控訴人東京本部も認めていた。

森永製品不買運動の圧力が次第に効果を現わしていったことは「育児用粉乳の経年的、銘柄別普及状態」(甲第110号証)が証明している。「森永告発」の運動が盛んになるに従い森永粉乳のシェアが下降している。そのことについて、森永乳業渉外部の菊地孝生氏は昭和58年11月28日の岡崎、北村氏等との懇談会席上で「オフレコ発言」とした上で次のように述べている。「会社が三者会談に臨んだのは、営業部の圧力。裁判は怖くなかった。不買運動は応えた。それが本当だから、その逆のことを思っているような顔をして来ていた。社員のモラルの崩壊、10年たってあれでよかったのか(?)との不信、疑問があがって来ている。特にひかり協会予算が10億を越えると……。但し大ナタを振るって正す度胸はない。」

現在の控訴人会員は親達が不買運動の訴えを「森永告発」などに要請した頃は、まだ

高校生だったので、そのへんの事情を全く知らないのだ。事情を知らないで偏った見方をしていることに気がつかない。「犬は3日飼うと3年恩を忘れぬ」という諺があるが、「知らないこと」を調べもしないで言うことほど気楽な事はない。

控訴人と「森永告発」が袂を分かつことになった一番の原因は「恒久対策案」に対する距離の取り方である。控訴人は「恒久対策案」の実現を掲げて民事訴訟と森永製品不買運動を開始したのであるが、ひかり協会が設立されると支援者に約束していた「恒久対策案」の実現とは違う方向に動きだした。「恒久対策案の実現が被害児の権利回復につながる」と唱えてきたことが、支援者に説明もなく方向転換されると、いままで信じてきたことがウソだったのか、という不信感につながった。その上『「森永告発」に対する守る会の態度』(甲第 80 号証)の①にあるように支援とは「守る会の方針を支持しその実現のため積極的に協力する行為である」と居丈高な態度で、批判も異論も許さぬという、いわば自由に操縦されるロボットになることを要求されたことへの反発もあった。

「森永告発」は団体としての行動より、個人の自由な発想で一人でも不買運動をすれば「森永告発」を名乗ることは勝手であった。団体による考えの統一という拘束をうけないことが、市民に受け入れられる素地でもあった。被控訴人も元々一人で勝手に森永ヒ素ミルク中毒事件を調べていたので、団体による拘束には反発を覚える人間の一人であった。被控訴人はひかり協会が設立され、救済事業が開始されると、「恒久対策案」によって被害者は救われると信じていた。そのことを素直に信じることができない人は、その後も運動を継続した。被控訴人はもっと長い目で控訴人とひかり協会の事業をみるつもりで、運動から離れた。二人目の子供が誕生し、経済的にも運動に全生活を入れ込むことはできなくなったのも事実である。

(3) 被控訴人が行政協力を妨害したことはない。

① 被害者の入所施設などは「恒久対策案」に沿って建設していれば、公的施設に入所する必要はない。食品公害の被害者が入所することによって、一般市民の入所を妨げることになってはならないことだ。

② 被控訴人が榎原氏に言わせたことはない。榎原氏が実名でホームページに書き

込んだことが、なぜ被控訴人が言わせたと断定できるのか。榎原氏の文章を同氏のホームページで「紹介した」ら、同氏の文書を「作成した」ことになるのであろうか。「山田氏が持って行ったと知らせてきた」と被控訴人が書いていることが控訴人には、なぜ「持って行かせた」と解釈されるのか、控訴人は国語のまっとうな読み方さえ知らないらしい。これら意図的な曲解は、何がなんでも被控訴人の仕業にしなければすまないという、先入観に占拠された者がやる常套手段ではある。

③ 「恒久対策案」に示されているのは、行政にすべてをまかせることではない。そうならば、ひかり協会の存在意義とはどこにあるのだろう。国民全体のことを考えれば、本来加害企業が負担すべきことまで、行政を頼る必要はないはずである。そのことで、倉敷市オンブズマンは倉敷市に森永ヒ素ミルク中毒被害者の行政による援助を断るように入力をしている。

(4) 日本の公害被害者救済事業では「汚染者負担原則」(甲第 111 号証)が一般化している。公害で被害を与えた企業が被害者を救済することは当然のことである。さらに「恒久対策案」(甲第 4 号証)の 2 段目 11 行にある「あらゆる公害の加害企業が果たさねばならない社会的責任を明らかにし全国の公害被害者救済のための新しいパターンを提示しようとするものであり、かつ貧困な福祉政策のもとに十分な救済を講じられていない一般の障害者の利益にも貢献しうるものと信じ」と高らかに宣言していることにも反する。「貧困な福祉政策」と批判しながら「汚染者負担原則」に反して、森永ヒ素ミルク中毒被害者が割り込むことにより、余計に「貧困な福祉政策」を圧迫するのではなかろうか。「社会保障給付費の国際比較」(甲第 112 号証)においても日本は、調査国中最下位であり、それらのことは控訴人の眼中にないらしい。「恒久対策案」にある「加害企業が果たさねばならない社会的責任」を「公的制度活用」「公的資源の活用」でなし崩しにすることになる。「昭和 60 年度一般経過報告」(甲第 113 号証)6.「反公害、被害者・障害者の権利を守り、社会保障・社会福祉の向上に向けての諸活動」は名目だけで、実行がともなわない空念仏を唱えているに等しい。

① 行政協力の発展は「恒久対策案」にある「一般の障害者の利益」を損なうことにな

ることを被控訴人は危惧している。乙第 18 号証は榎原氏が実名を名乗って書いたもので、被控訴人は書くものもすべてを実名で書き、この稿に限って「榎原」名を詐称してまで書く必然性はない。控訴人のほうに、榎原氏でなく被控訴人としなければならない必然性があったものと考えられる。

② 公的制度の利用は、国民の権利かもしれないが、公害被害者はまず公害企業に被害回復を求めるべきである。「恒久対策案」中には公的制度を利用しなくてもいいように、ほとんどの対策が制定されている。ところが、控訴人の考えでは「まず公的制度の利用ありき」の考えである。被控訴人は「恒久対策案」の規定にないものの公的制度利用まで反対するものではない。被控訴人が乙第 21 号証で述べているのは、このような重大なことこそ「国民的合意」をはかるべきであると言っている。ところが、控訴人のいう「国民的合意」とは国民には公表せずして、恣意的に「国民的合意」を得たかのように詐称し、自己正当化の道具にすることである。

③ 「恒久対策案」(甲第 4 号証)の三段目(二)にあるように「現在、被害者およびその家族のかかえている苦悩、悩み、不安はすべて事件に起因するものであること。」と言っているように、加害企業森永の責任を免罪することなく、公的制度を使用せずとも、「恒久対策案」を実行すれば解決できることである。

(5)控訴人は、公的制度の利用を国民の権利だと言い張ることにより、加害企業の責任をあいまいにし、一般障害者の利益まで損なおうとしている。「加害企業が果たさなければならない社会的責任」も「公害被害者救済のための新しいパターン」も蹴飛ばし、「恒久対策案」の精神までも踏みにじっている。

6.原判決の文章⑤で「違法だとの判断はしていない」という「恨みを募らせた」ことについては直接の言及はないものの、取り上げるに足らぬ控訴人の主張であると判断したためであろう。

(1)① 「森永告発」の結成にかかわったのは、大学助教授、大学講師、弁護士、など社会的地位のある人たちばかりである。その中で無名の一市民である被控訴人が中心人物であろうはずがない。

② 当時の控訴人は事件発生当時の失敗の轍を踏むまいと、公然と不買運動に踏み切れなかった。「森永告発」は控訴人の依頼もあって、事件を市民に広める運動と森永製品不買運動にとりくみ、いわば「身替わり役、嫌われ役」を引受けていた。控訴人は、これら親たちが苦心して立てた基本的戦術を理解できないのだろうか。

③ 「森永告発」が機関紙で主張していることは事実である。金銭給付については「国家公務員一般行政職の給与相当額を基準として」とあるのに、暫定措置としてAランク 5万円、Bランク4万5千円、Cランク2万円であった。その他「恒久対策案」にある「収入差額の保障」も「家族の健康の保障」、「家族の生活の保障」も置き去りになっていた。

④ ひかり協会の救済批判をする場合、基準となるのは「恒久対策案」がどのように実行されているかが、第1の柱になることは常識である。第2の柱としては、重症被害者に支払われている「ひかり手当」(生活手当と調整手当)が、職員給与とくらべて整合性があるか否かである。第3の柱としては、ひかり協会の運営が民主的に行われているか否かである。

控訴人の運動支援に使命感をもって関わった人たちを突き動かした動機は、「恒久対策案」の前文に掲げられている理想に共鳴したことによる。森永ヒ素ミルク中毒事件の歴史を知るにつけ、事件発生から14年間世間の無関心の中で、後遺症の存在を訴え続けた岡崎氏を中心にした岡山県在住の十数人の会員の、苦闘の物語は心をうつ。その闘いの教訓から生まれたのが「恒久対策案」であり、中でも重要なのが「Aはじめに」に述べられている理想である。「Aはじめに」の精神から導きだされたのが「Ⅱ 具体的対策」である。

「森永告発」に限らず、ひかり協会設立後における救済事業の成否をはかろうとすれば、何人も「Ⅱ 具体的対策」の実施状況に行きつく。控訴人が広く国民や支援者たちに訴えかけたことは、「恒久対策案」を森永に認めさせるために「不買運動」と「民事訴訟」に協力してくれということであった。「第5回三者会談確認書」(甲第105号証)で「恒久対策案」を実現することが約束されひかり協会が設立された。その後は、支援者の関心事は「恒久対策案」が実際に実施されているかどうかに移って行った。それは「森永告発」に

限らず、熱心な支援者に共通するものであり、運動支援を労働組合の指示でお義理にやっていたら関心が薄くて当然である。

⑤ 被控訴人と「森永告発」との考えが似ていたとしても、以上の理由から当然である。ひかり協会は「恒久対策案」を実行する機関として設立された以上、「具体的対策」の実現にむけてどのように努力していくかが、実行機関としての目標である。同じ法人でも営利企業は、業績が毎期の損益計算書に計上され、それで評価されるように、ひかり協会を評価するのは「具体的対策」の実現度である。企業とひかり協会の相違点をあげれば、企業は業績不振で倒産することがあるが、ひかり協会は倒産のおそれはない。企業は株主の監視があるが、ひかり協会には株主がないが、支援者やマスコミがその役目をこなす。被控訴人と「森永告発」とが、ひかり協会をめぐる評価基準が同じだからけしからんというのは、株主と税務署が損益計算書を企業業績の目安にするのに、異議をとめないようなものである。

前述したが、第 2 の柱はひかり協会の事業業績、すなわち恒久救済案の実施度と職員給与との整合性である。「生活手当」受給者には「たとえ低賃金であっても自活する誇りと喜びを」と「ひかり451号」(甲第62号証)で低賃金を押し売りしているが、職員給与支払金額表(甲第114号証)によれば職員は高給を受給している。職員の中には被害者もいるが、強い職員組合に守られて毎年昇給を勝ち取っている。彼らは自分を別格において、自分は嫌がる低賃金を、重症者には押しつけている。

(2)① 「森永告発」は個人の自由な発想を基本としているため、機関紙の文章が会員の行動を拘束するものではない。問題はこの文書が被控訴人とどのような関わり合いがあるかということである。被控訴人はすでに昭和50年の9月時点で運動からはなれていることは控訴人の「第45回常任理事会議事録」(甲第90号証)でも明らかなおりである。

② 被控訴人は甲第90号証の岡崎氏の発言にあるように、その後は会員ではなくなっている、関知しないことである。

③ 前項のとおり、控訴人がどのような書証を提出しても、被控訴人には関係ないこと

であるが、間違いだけは指摘しておきたい。「5.森永告発との闘い」(甲第 120 号証)には「1972 年(昭和 47 年)太陽の会の結成に至るや、『被害者解放』の『告発理論』をもちこみ、太陽の会の目的の三原則と対決してきた」とあるが、事実ではない。むしろそれら勢力から太陽の会を守ることに力を注いだ。

『森永砒素ミルク闘争 20 年史』162 頁には太陽の会事務局長の石川雅夫氏が「被害者の会結成一被害者の会から太陽の会へ」(甲第 117 号証)の 3 枚目上段に、控訴人とはまったく逆のことを書いている。『告発の人達からは「被害者の自主性を尊重するのが告発の立場であり、一つの政治思想に引きずり込むのは誤りである。」ということが述べられた。』と書き、それらの意見を言った中に被控訴人の名前も記述されている。下段には「森永告発」が三原則を支持したことも書かれている。

(3) 被控訴人が「守る会に恨みを募らせ」たということには、何の根拠もない。

① 被控訴人が「恨みを募らせた」というのは控訴人の単なる妄想である。

ア 「森永告発」が事件を社会に広める活動をしたことは事実であり、事実を書くことが「恨みを募らせた」ことの原因にはならない。

イ 「森永告発」が批判したことは事実であるが、暴力行為をしたのが会員であるのなら、それを証明しなくてはならない。それに被控訴人は昭和 52 年当時には「森永告発」の会員ではない。

ウ 「森永告発に対する守る会の態度」が発表されたのは、昭和 50 年 11 月 19 日の拡大常任理事会である。それ以後も被控訴人は控訴人と良好な関係にあり、同年 9 月 16 日に「20 年史」の編集委員に委嘱(甲第 6 号証)されている。その経緯については甲第 90 号証にある通りである。当時の控訴人組織は民主的に言論の自由が保障されていたので、被控訴人が不適当な人物であると他の会員が判断すれば、異議が出た筈である。その後「森永告発に対する守る会の態度」が発表されてからも、委嘱を取り消す機会は幾度でもあった。

その後被控訴人は「20 年史」の企画(甲第 7 号証)を提出した。それらの経緯については「事実説明書(第 4 号)・・・「森永砒素ミルク闘争 20 年史」(甲第 118 号証)に

詳しく岡崎哲夫氏が記録している。

- エ 昭和 52 年 12 月以降、控訴人支援から離れたことに特別の意味付けをしようとしているが、被控訴人の家庭の事情によることは、既に述べているとおりだ。「転居もしていないのに」などとは余計なお世話である。これまで十分に支援をしているので、自分の生活を犠牲にしてまで控訴人を支援する理由はない。その時期が偶然昭和 52 年の年末だっただけのものである。

機関紙「ひかり」を長期間にわたり被控訴人は個人で発送(甲第 14 号証)し続けた。宛名印刷用の会員名簿の作成と管理(甲第 10 号証の 2)をまかされていた。控訴人は自己のことでありながら、人任せにして平気な様子であった。ようやく 52 年の 12 月になって体制が整い、引継をしたいと岡崎氏から連絡があり(甲第 16 号証)、その後も数回発送の手順などの指導にひかり協会岡山事務所にかよった。その後は控訴人岡山本部各支部会員が交替で発送作業を行ったが、長続きはしなかった。機関紙「ひかり」の発行が岡山県本部で行われていた時は、岡山の会員の手で発送されていたが、その後大阪に移ってからは業者まかせになった。被控訴人は 1 部の発送につき 10 円の手数料をもらったが、それは宛名印刷機の代金支払いに回し、残れば控訴人が進めていた重症被害者作業施設「太陽の村」建設資金にカンパした(甲第 12 号証の 1~6)。その他にも太陽の会が参考図書充実を掲げていた運動にカンパ(甲第 12 号証の 7 と第 11 号証)した。「恨みを募らせ」ているものが、このような行為をするであろうか。これは常識で考えればわかることだ。

ところで、被控訴人が「かなりの数の守る会会員の世話になり」(18 頁)とは、誰にどのような世話になったのか教えてもらいたいものである。被控訴人が「最も世話になった岡崎氏」とは具体的にどういうことか。通常、支援をうけ無償で労力の提供を受けると、世間では「世話になった」という。ところが、被控訴人が控訴人から世話になったことはない。控訴人の常識では、例えば市民 A から支援を受けたことは「市民 A の世話をした」というらしい。カンパはもらって当然、支援は受け

で当然であり、批判は「攻撃を受け」「宣戦布告」をされたことになる。ここまでくると世間の常識では理解できず、控訴人には世間の「常識」は通用しないようである。

② 『森永砒素ミルク中毒闘争 20 年史』は、昭和 50 年 8 月の全国総会で「守る会 20 年史」を発行することが決議された。それを受けて控訴人理事長名による「委嘱状」(甲第 6 号証)が被控訴人に送られてきた。被控訴人の職歴の中には、日本文教出版社と福武書店(現ベネッセ)に合計 4 年間編集部員として務めた経験があった。それに加えて「森永告発」では『砒素ミルク 1』(甲第 119 号証)、『砒素ミルク 2』、『砒素ミルク 3』の編集、発行で控訴人の運動拡大に協力した経験があったので編集委員に委嘱された。

ア 「『森永告発』に対する守る会の態度」が発表されたことで控訴人と被控訴人の間に何ら変化はなかった。「20 年史」については、被控訴人の作成した企画(甲第 7 号証)が全会一致で承認され、翌年の昭和 51 年 3 月から執筆依頼の文書(甲第 8 号証)を送った。この間被控訴人が編集委員として不適当だという意見は皆無であった。

イ 被控訴人が編集委員に委嘱されたのは、出版社に勤務した経験と「森永告発」で発行した 3 冊の書籍などによるもので、その他の理由はない。しいてあげれば、穏健な思想の持ち主だったからである。控訴人が根拠もなく「なんとしても関わりたい仕事」という方向へ持って行ったのは、虚構を構築する上での都合であろう。「守る会との関係を続行することに成功した。」と控訴人の妄想は膨らむばかりだが、被控訴人がそれほどまでに控訴人との関係維持に執着したことにするには、合理的な証明が必要である。それなくして巡らす想像を日本語では「誇大妄想」と表現する。

ウ 「20 年史」を編集する過程で、控訴人から「会員必携」(甲第 120 号証)の編集も頼まれた。被控訴人は、その中に収容する規約などのリストと体裁(甲第 121 号証)をまとめ、理事会で承認を得た。制作業者の選定までも、被控訴人に任

せきりであった。「会員必携」は会員が常時携帯するもので、被控訴人を信用していなくては、まかせられない性質のものである。機関紙「ひかり」の発送は、自分達の運動への協力でありながら、進んで被控訴人を手伝う人もなく、やっってもらって当然という気風は、今も昔も変わっていない。

「正史としてふさわしくないと判断され」と書くが、どの箇所がそれに当たり、どのような理由で「ふさわしくない」のか、具体的に提示されていない。いってみれば、このような「いちゃもん」をつけ実力者が横車を押し通すことが許されるのだ。「20年史」は事前にテーマと著者を選定して控訴人に提出し、会議で異議なく賛成していながら、後からその決定を覆すような文句をいうことは、組織としての能力の欠如を示している。その後、今日に至るまで「正史」は書かれていないしこれからも無理だろう。

③ 守る会が不買運動をしようが、しまいが被控訴人とは関係ないことで、不買運動中でも控訴人会員の中には森永製品を口にする人はいたし、森永乳業のイベントに参加する人もいた。これは事件に対する個人の感受性の問題である。これこそ自己判断であり、森永が「許せない」と思えば口にしなければいいし、「許せる」人は食べばいいことだ。

ア 谷川氏には不買運動について、自由に書くことを依頼したので、どのように書こうが編集委員会が検閲をする権限はない。企画書(甲第7号証)では不買運動について谷川氏を選定していて、常任理事会も認めている。控訴人が不満を抱く人選でも、執筆者選定は特定のイデオロギーとは無縁におこなうもので、被控訴人は一党一派のみが好む編集には与しない。その意味からいっても妥当な人選であったと、いまでも自負している。

イ 不買運動に熱心に取り組んだ結果が、三者会談につながったことは現理事長も認めているし、前述した菊地孝生氏の「オフレコ発言」と甲第110号証に現実に現れている。その結果がひかり協会の設立にも影響しているので、現在の控訴人は、これら先人の残した遺産を苦勞せず受けつぎ、恩恵だけを受け、

そこに安住しているだけである。

- ウ 被控訴人は事実を書くことをモットーとして、たとえ掲示版といえども匿名を使わず実名で記述することをいつも心がけていた。恨みを抱いて書けば書く者の心を曇らせ、そのことは文章表現に現れてくる。いやしい心で書けば、いやしい文章になる。邪悪な心で書けば、邪悪な文章になる。そのことは、他人の文章を読む場合にも言えることで、真実をきわめようとして読むと、著者の言わんとする心がおのずから理解できる。その意味からいえば、控訴人は邪悪な先入観をもって文章を読み、いやしい心で文章を書いていることがよく分かる。

生協についての批判は被控訴人が初めてしたわけではない。『森永砒素ミルク闘争 20 年史』では医療生協・民医連のやり方に対し、表面では被害者の利益を唱えながら、裏ではその反対の動きをしたことを青山英康岡山大学医学部衛生学教室助教授が「森永砒素ミルク事件、その医学史」(甲第 122 号証)で書いている。

さらに、生協連が森永製品不売買運動に対して不熱心だったことを、宇井純東京大学助手が「戦後公害史のなかで」(甲第 123 号証)に書いている。宇井純氏は、日本の公害反対運動を語る上で欠かすことのできない学者で、森永ヒ素ミルク中毒事件を自身が主宰する「自主講座」で紹介し、控訴人の運動拡大にも尽力した。

- エ 不売買運動で森永が窮地に陥ったことは、これまでのデータと菊地氏のオフレコ発言で紹介した通りである。控訴人は不売買運動の広まりが三者会談につながり、ひかり協会設立に至ったことを知りながら、それに不満でもあるのだろうか。被控訴人が投稿した乙第 130 号証をもちだして、理解不能な理論を展開している。被控訴人が「森永がいまでも恨みにおもっているに違いない」と書くと、控訴人は同様に被控訴人も「恨みを持続している」からだを書く。こうなるともう論争のレベルを逸脱している。幼児的に「おまえの母さん出べそ」といった子に対し、オオム返しに「おまえこそ、おまえの母さん出べそだろう」と言い返し

ているに等しい。

- ④ 被控訴人がカンパしたことは証拠に示したとおりである。機関紙「ひかり」発送に際しては、控訴人から全会員の名簿(甲第 75 号証の 1~4 と 76 号証の 1~5)を受取り、宛名印刷用のカードを作成した。その後も住所変更や新会員があれば必ず連絡が来た。控訴人組織の中で一番正確な会員名簿を所持していたのは、被控訴人であった。そのようなことは、被控訴人を信頼していないと、有り得ないことである。恨みをいだいていれば、控訴人との関係がなくなった後にこの名簿を利用して、被控訴人の訴えを全会員に送ることもできたが、元々恨みなど抱いていないので、利用はしていない。
- ⑤ 前述したが、ひかり協会の救済事業の評価については、営利企業の損益計算書にあたるものがない。あえてあげれば、それは「恒久対策案」の実施状況である。公的存在であれば、可能なかぎり内部情報を公開して、国民の評価をうける義務がある。その場合誰もが評価の基準とするのは、国民と約束した「恒久対策案の実現」はどうなっているのかということに注意はいく。評価が甘目で持ち上げられると喜び、反対に批判されると「その動機は恨みによるもの」だとか「誹謗中傷」だ「攻撃」だというレッテルをはるのは、視野の狭い、控訴人に特有の独善的な考えである。
- ア 山田氏の調査結果をもってひかり協会東中国地区センター長平松邦夫氏を訪ね、取材をした結果を週刊金曜日に投稿した。その折、山田氏のケースに対して被控訴人を納得させるような説明が平松氏からなかった。それ故、「反論があれば投稿してくれ」と掲載誌に手紙を同封して、平松氏に送ったのである。その結果、前野氏の反論(甲第 21 号証)が実現したのだから、反論をする機会を被控訴人は与えている。前野氏が全国本部理事長の肩書で投稿し、「全国本部やひかり協会に問合せはしなかった」が、結果的には全国本部の主張が表明されている。前野氏は徹底的に被控訴人の記事を論破すればできたのに、中途半端で論点の明確でない文章を書いている。それはあの程度しか反論で

きず、結局被控訴人の批判を認めざるをえなかったと結論できる。全国本部へ問合せというのは、控訴人は中央集権的な組織で地方のセンター長といえども言論の自由がない組織ということか。

イ 平松邦夫氏は広島県事務所に聞いてくれなどとは言わなかった。救済事業は全国一律、どこに住んでいても同じ救済がうけられるものだと聞いている。それとも山田氏が特別冷遇されていることを隠したいのだろうか。

ウ 救済事業を批判されたからといって、それらの動機がすべて「悪意と恨み」にしか還元されないとしたら、間違いを正すことはできない。それこそ報道機関の存在すら否定する見解である。控訴人にはそういう前歴があるのだから、批判勢力は不要で翼賛勢力のみ必要と受取れる。

平成 17 年 5 月 9 日発行の山陽新聞社会面に「森永ヒ素ミルク事件 50 年」(甲第 47 号証の 1)と題する 7 段記事が掲載された。ところがその記事が気に入らないといって執筆記者を大阪の控訴人事務所まで呼び出した。最初のクレーム電話に出たのは本社のデスクで、山陽新聞不買運動までちらつかせて脅したのだ。やむなく執筆した記者が出向くと、2 時間に亘って糾弾され続け身の危険すら感じ、求められるまま褒める記事(甲第 47 号証の 2)を掲載することを約束したという本人の話を聞いた。このようなことは記者生活上初めての体験だったとも言っていた。

(4) 控訴人は内部、外部に関係なく異論を認めない立場をとっている。被控訴人の週刊金曜日への投稿に対する前野直道氏の反論、中島貴子氏の論文に対する嫌がらせ、山陽新報への脅しなどはすべて控訴人の名前を名乗っている。これらひかり協会の救済についての批判ないし、不同意の表明に対しては、ひかり協会が直接対処する責任があるのに、控訴人がしゃしゃり出てくる。被害者組織を名乗ることで、無言の圧力をかけ、控訴人はどんなことを言っても許される、ということを狙ったものであることは間違いない。ひかり協会設立までは、どの報道機関も控訴人の訴えに同情し、応援する立場を貫いてきた。その

ことが、被害者組織はどんなことを言ってもいいという、歪んだ意識を植え付けることになったものと思われる。しかし、被害者組織といえども社会の常識を無視することはゆるされない。

原判決がこの部分の判断をさけたのは、控訴人の主張がとるに足りないものだったからだと理解する。

7 原判決の指摘する不法行為に該当とされる事実認定、判断は正しいものである。

8 控訴人は公共の利害、公益とは関係ないものである。

9 真実相当性

(1) 原判決において 19 頁(4)イ③で「榎原らの行動を阻止する対応には出ていなかったことなど」を理由の一つにあげ不法行為にあたらぬとしていることは、納得できない。

控訴人の行動について平成 23 年 9 月 16 日の和解協議の席上で裁判官は被控訴人に、文章②については「証人尋問の結果、一部事実と反することがわかった」と述べている。さらに 11 月 11 日には控訴人は「E氏とともに守る会全国総会会場で抗議行動と称する妨害行動をおこなったことは削除する」という文書まで持参していたのである。

(2) 平成 23 年 12 月 6 日の和解協議(甲第 124 号証)では文章②は削除する旨の訂正文を控訴人機関紙「ひかり」掲載するとともに、前回裁判官から提示されたその他の記事について「能瀬氏の真意とは違う文章を掲載した」ことを認める文書を提示した。しかし、それは文章②の取消しの文章に続けて読点「、」を打ち「能瀬氏の真意とは違う文章を掲載した」とあり、どう見ても文章②の削除の範囲を出るものではない、としか受取れなかった。被控訴人がこの意見を述べると裁判官も同意して、それと同じ意見を控訴人に伝えたことを明かした。

(3) 原判決は文章②について和解協議では、控訴人が削除を認めた事実について、全く逆の判断をしているのであるが、被控訴人は裁判の早期終結を願い控

訴をしなかった。

10 比較衡量論、言論の応酬の法理

- (1) 控訴人のいう比較衡量論、言論の応酬の法理については解釈に誤りがある。

被控訴人が批判の対象としたのは、公的機関であり公益法人として法の保護をうけた団体である。公的機関は常に国民の監視をうける対象である。被控訴人は救済事業について被害者の幸福を願って、批判活動をおこなったのである。それに対して、ひかり協会は批判には全くこたえなかった。別組織である控訴人が機関紙「ひかり第 460 号」(甲第 1 号証)の一面全部を使って、被控訴人がこれまで行った救済事業批判とは無関係のことを掲載して、個人に人身攻撃を加えたものである。

- (2) 被控訴人の行ったひかり協会批判とは無関係の事項を、憶測と伝聞をまじえて書いたのが、甲第 1 号証である。その意図するところは、被控訴人の言論活動を委縮させる目的をもったものである。

もともと控訴人の機関紙「ひかり」には異論は掲載しない原則がある。被控訴人は週刊金曜日に掲載された記事に対して、控訴人の反論を求めそれによって言論の応酬を実現しようとした。控訴人の組織が言論・表現の自由を認める団体であれば、甲第 1 号証の記事に対して被控訴人に反論をもとめるべきである。それなくして民主的組織とは言えない。本件訴訟が開始されて約 1 年半後に和解勧告があり、控訴人機関紙「ひかり」第 1 面に被控訴人の意見「守る会を名誉毀損で提訴した経緯」(甲第 125 号)を掲載するよう裁判官から提案があったので提出した。もう少し表現を柔らかくした方が控訴人としては受け入れ易いとの裁判官の要請で、被控訴人は次回期日に別の意見(甲第 128 号証)を提出した。しかし、控訴人はこの意見の掲載も拒否した。控訴人は甲第 1 号証の発行を正当防衛だと主張しているが、本当にそう信じているなら、本件訴訟における争点などを会員に説明(甲第 126 号証)して、自己の主張の正当性を報告するはずである。しかし、そのような記事は機関

紙には全く登場しない。

さらにひかり協会は職員給与についても、虚偽の記載をしている。昭和 56 年度管理費(人件費)を 83,037,000 円(甲第 127 号証)と『ひかり協会 10 年の歩み』64 頁には記載しているが、同年の「56 年度給与支払金額」(甲第 114 号証)によれば 157,440,701 円であり、約半額の金額に減額して報告をしている。以前から被害者救済に比べてひかり協会職員の給与が不釣り合いに高額なことに對して、控訴人会員から批判が上がっていた。その対策として前記甲第 127 号証では、昭和 52 年から管理費(人件費)を急に前年比 3 分の 1 の金額に偽装表示している。この書籍の主な読者は控訴人会員であることを思えば、執行部にとって都合の悪いことは公表しない、即ちウソを平気で機関紙等に書かすことが、日常化していたといえる。

- (3) 以上のことから、被害者救済を標榜しながら、被害者やその家族には真実が知らされていないことが推測できる。被控訴人への誹謗中傷はそのまま控訴人へお返しする。控訴人こそ真に「被害者の幸せを願っている」とは言えない。
- (4) ウソを平気で控訴人会員に知らせることに腐心しているところへ、被控訴人が真実の暴露をしたものだから、控訴人は「恨みを募らせ」などといいがかりをつけ、被控訴人の個人的感情に矮小化した人身攻撃をせざるを得なくなって、発行したのが甲第 1 号証である。
- (5) 控訴人が組織防衛と称して、推測と伝聞による記事を機関紙に掲載し、人身攻撃をして被控訴人の名誉を毀損したことを、正当化することはゆるされない。
- (6) 甲第 1 号証は、それまで被控訴人が問題として批判の俎上に上げた救済事業とは全く違うテーマを扱っており、その目的は単なる誹謗中傷の域を越えるものではない。さらにそのテーマの取り上げ方は正確なる証拠によらず、憶測と邪推によるものである。これらは反論と再反論という言論の応酬によ

る、民主的な言論の自由に反するものである。その理由たるや自身の救済の欠陥を隠蔽するため以外の何物でもない。

(7) 甲第 77 号証は被控訴人とは関係ない。乙第 11 号証のどの部分が「揚げ足とり」になるのか、さらに乙第 22 号証のどの部分が誹謗中傷にあたるのか分からない。控訴人は被控訴人の批判に対して具体的に反論ができない事項を、すべて誹謗中傷と言い替えているに過ぎない。

(8) 以上の通り、控訴人の主張はすべて認められない。